

資料3

福祉のまちづくり条例における 基準設定の考え方

都市政策課

福祉のまちづくり条例における基準設定の考え方

■ 公益的施設(特別特定建築物)となる規模の考え方

- 用途ごとに目標捕捉率を設定 (バリアフリー法は用途によらず2,000㎡)
- 目標捕捉率に対応する延べ面積を既存施設の台帳から把握し、条例の適用対象規模として設定



病院等

- ・個人クリニック等のほとんどは小規模
- ・定義上「主として高齢者等が利用する施設」に位置付けられている

一律に規模を設定
(仮に500㎡)すると

ほとんどの個人クリニックは、
整備義務がかからない

用途ごとの捕捉率
から規模を設定

全ての施設で整備が行われるべき
⇒捕捉率100%(全ての規模と設定)



物品販売店舗

- ・物販店は、1,000㎡以上が多い
- ・定義上「主として高齢者等が利用する施設」でない

一律に規模を設定
(仮に500㎡)すると

ほとんどのスーパーマーケットに
整備義務がかかる

用途ごとの捕捉率
から規模を設定

病院等ほど高水準な整備は必要ない
⇒捕捉率80%(100㎡以上)

ニーズと施設整備内容の
ミスマッチが発生

※用語の説明

- 【捕捉率】既存施設を延べ面積順に施設数分だけ並べたとき、上位から何%を条例の適用対象とするとしたときの当該割合
- 【目標捕捉率】:将来的な捕捉率の目標値

福祉のまちづくり条例における基準設定の考え方

■ 特定施設整備基準(移動等円滑化基準)ごとの適用規模の考え方

Step①
基本的に全ての整備基準を適用

例:洋式便器の設置、手すりの設置、同一階内の段差解消、スロープの勾配

Step②
基準の検討

Step ②-1
整備基準ごとの適用
規模

□ 建築計画における実現可能性
(例:床面積が小さいと車椅子利用者利用便房が過大で計画できない)

□ 用途ごとの特性
(例:物販店ではバックヤードが大きく、高齢者等が利用する部分は見かけより小さい)

□ 整備基準ごとの特性
(例:小規模な建物では、標識を設けなくても階段の位置は見ればわかる)

Step②-2
現状との比較

□ ヒアリングの実施
□ 既存施設における適合率を参照し、齟齬のないことを確認
・エレベーターは、延べ面積2,000㎡以上に設置を義務付け
(適合率:約76%(H4時点))

Step③ 特定施設整備基準を決定